

## 第3回 京都府土地開発公社発注業務に係る 不正事案再発防止対策検討委員会の概要

令和6年7月31日  
京都府土地開発公社

1 開催日時 令和6年7月31日（水）15:00～16:15

2 開催場所 京都府庁旧本館2N会議室

### 3 出席者

区分	氏名	役職	摘要
有識者委員	大西 正光	京都大学大学院工学研究科教授	委員長代理
	田中 彰寿	弁護士（田中彰寿法律事務所）	委員長
	常峰 和子	公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）	
行政委員	中川 匡史	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所副所長	
	林 龍夫	京都府建設交通部技監	

### 京都府土地開発公社

藤森理事長、仲久保常務理事、奥村事務局長、佐々木業務部長、神田総務部長  
林口京都事務所長、納庄南部事務所長

### 4 議事概要

#### （1）官製談合防止法違反事件の判決について

事務局から、第2回公判（令和6年4月12日）から第5回公判（令和6年7月19日）等の概要を説明

#### 【判決概要】

- ・懲役1年6月（執行猶予3年）の判決
- ・裁判官から、自らの権限を持って特定の業者に落札させる犯行に及び、入札の社会的信用を失墜させた。所長として監督責任がある立場で自らの利益でないとはいえどもその罪は重いと発言

#### 【委員長コメント】

- ・判決では被告側も認めた起訴事実が認定され、穏当なものと考えられる。

## (2) 最終報告案について

事務局から京都府土地開発公社発注業務に係る不正事案に関する報告書最終案について説明

### 主な意見等

- ・特定の職員に業務を任せきりにすると不正が起きやすい傾向がある。不正を未然に防止するためには、管理職が日頃から矛盾した情報等がないか意識することが重要であり、情報を一個人に独占させてはならない。
- ・指名競争入札手続きの運用改善では、指名内申書の事前審査や指名選考委員会の運営強化がどう機能するかがポイントであり、これらが形骸化しないような取組が必要。今後、指名選考基準を策定して指名が行われると思うが、事前審査では、どのような考え方で指名したかをしっかりチェックすべき。
- ・第三者のチェックが機能するためには、第三者も責任をもって指名選考委員会等に臨む必要があり、その旨を報告書でも強調すべき。
- ・公社は府の外郭団体であり、設置者である京都府の内部統制基本方針との整合にも留意すべき。
- ・コンプライアンス研修は、マンネリ化を防ぐため、毎年同じ内容で行うのではなく、必要に応じて見直す必要がある。国では所属ごとの短時間の討論等も実施しており、効果があると考えられる。
- ・報告書の公表時には、不利益が生ずる可能性がある業者名、個人名を削除するなど、個人情報保護の配慮が必要。